

## 奈良県訓令第十九号

各部課室  
各出先機関

奈良県職員安全衛生管理規程（昭和六十二年十二月奈良県訓令第三号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

第五条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（総括安全衛生管理者の職務）

**第五条の二** 総括安全衛生管理者は、安全管理者及び衛生管理者を指揮し、次の各号に掲げる業務を総括管理する。

- 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康管理に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 産業医及び嘱託精神科医の業務の内容等の周知に関すること。
- 六 その他職員の安全及び衛生に関すること。

第七条第一項中「昭和四十七年政令第三百十八号」の下に「。以下「令」という。」を加え、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（安全管理者の職務）

**第七条の二** 安全管理者は、次に掲げる事項を管理する。

- 一 施設、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合の応急措置又は適当な防止の措置
  - 二 安全装置、保護具その他危険防止のための設備及び器具の定期的点検及び整備
  - 三 作業の安全についての教育及び訓練
  - 四 発生した災害原因の調査及び対策の検討
  - 五 消防及び避難の訓練
  - 六 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
  - 七 安全に関する資料の作成及び収集並びに重要事項の記録
- 2 安全管理者は、前項の事項を管理するとともに、職場を巡視し、設備、作業方法等

に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならぬ。

第八条第四項を削る。

第八条の二第一項を次のように改める。

令第二条第一号又は第二号に掲げる業種の出先機関で常時十人以上五十人未満の職員が勤務するものに安全衛生推進者を置く。

第八条の二第四項を削り、同条を第八条の三とし、同条の次に次の九条を加える。

(安全衛生推進者の職務)

**第八条の四** 安全衛生推進者は、次に掲げる職務を行う。

- 一 職員の健康診断の実施の補助にすること。
- 二 過重労働（職員が疲労を回復することができないような長時間にわたる労働をいう。以下同じ。）による面接指導の実施の補助にすること。
- 三 メンタルヘルス不調（心身の健康を保持することが困難な状態をいう。以下同じ。）の予防並びに早期発見及び適切な対応等の心の健康の保持増進にすること。
- 四 ストレスチェック（法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。）の実施の補助にすること。
- 五 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）、作業環境及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置にすること。
- 六 職員の安全及び健康の普及啓発にすること。
- 七 労働災害の原因の調査及び再発防止対策にすること。
- 八 関係機関に対する安全衛生に係る報告、届出等に関すること。

(衛生推進者)

**第八条の五** 常時十人以上五十人未満の職員が勤務する所属（本庁（奈良市に所在する所属に限る。）及び安全衛生推進者を置く所属を除く。）に衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、所属長が、当該所属の職員のうちから選任するものとする。

3 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(衛生推進者の職務)

**第八条の六** 衛生推進者は、次に掲げる職務を行う。

- 一 職員の健康診断の実施の補助にすること。

- 二 過重労働による面接指導の実施の補助に関すること。
- 三 メンタルヘルス不調の予防並びに早期発見及び適切な対応等の心の健康の保持増進に関すること。
- 四 ストレスチェックの実施の補助に関すること。
- 五 施設、設備等（労働衛生関係設備、保護具等を含む。）、作業環境及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- 六 職員の安全及び健康の普及啓発に関すること。
- 七 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 八 関係機関に対する衛生に係る報告、届出等に関すること。

（衛生推進員）

**第八条の七** 安全衛生推進者又は衛生推進者を置かない所属に衛生推進員を置く。

- 2 衛生推進員は、所属長が、当該所属の職員のうちから選任するものとする。
- 3 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（衛生推進員の職務）

**第八条の八** 衛生推進員は、第八条の六各号に掲げる職務を行う。

（化学物質管理者）

**第八条の九** 法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない令第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を取り扱う所属に、化学物質管理者を置く。

- 2 化学物質管理者は、所属長が、当該所属の職員のうちから選任するものとする。
- 3 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（化学物質管理者の職務）

**第八条の十** 化学物質管理者は、次に掲げる事項を管理する。

- 一 リスクアセスメントの実施に関すること。
- 二 リスクアセスメントの結果に基づく露防止措置の内容及び実施に関すること。
- 三 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。

四 リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに職員への周知に関する  
こと。

五 リスクアセスメントの結果に基づく露防止措置の状況、職員のばく露状況、  
職員の作業及びばく露防止措置に係る職員の意見聴取に関する記録の作成及び保存  
並びに職員への周知に関すること。

六 職員への周知、教育に関すること。

(保護具着用管理責任者)

**第八条の十一** 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「省令」と  
いう。）第十二条の六に該当する所属に、保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は、所属長が、当該所属の職員のうちから選任するものとす  
る。

3 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに、総括安全衛生管理者に報  
告しなければならない。

(保護具着用管理責任者の職務)

**第八条の十二** 保護具着用管理責任者は、次に掲げる事項を管理する。

一 保護具の適正な選択に関すること。

二 職員の保護具の適正な使用に関すること。

三 保護具の保守管理に関すること。

第八条の次に次の一条を加える。

(衛生管理者の職務)

**第八条の二** 衛生管理者は、次に掲げる事項を管理する。

一 健康に異常のある者の発見及び処置

二 作業環境の衛生上の調査

三 作業条件、施設等の衛生上の改善

四 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備

五 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項

六 職員の負傷及び疾病並びにそれによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成

七 その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

2 衛生管理者は、前項の事項を管理するとともに、職場を巡視し、設備、作業方法又  
は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必

要な措置を講じなければならない。

第十条第一項中「本庁の課及び出先機関」を「所属」に改め、同条第二項中「労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第十九条の二第三項中「十人」を「十二人」に改める。

第二十三条中「当該健康診断に相当する健康診断を別に受け、その結果について証明する書面を所属長を経由し総括安全衛生管理者に提出した職員及び」を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、やむを得ない事由により前項の健康診断を受けることができないときは、当該健康診断の検査項目を全て満たす健康診断の結果を証する書面を所属長を経由し総括安全衛生管理者に提出することにより、当該健康診断の受診に代えることができる。

3 前項の検査項目は、総括安全衛生管理者が別に定める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（健康管理システムを利用することができる職員の健康診断個人票の取扱い）

**第二十九条の二** 前条の規定にかかわらず、健康管理システム（電子計算機を利用して、職員の健康管理に関する事務の処理を行うシステムで総務部総務厚生センター所長が管理するものをいう。）を利用することができる職員の令和四年度以降の健康診断個人票については、健康管理システムにおいて管理するものとする。

第三十四条の三の次に次の二条を加える。

（過重労働による面接指導）

**第三十四条の四** 職員の過重労働による健康障害を防止するため、産業医による面接指導を行う。

2 前項の面接指導は、総括安全衛生管理者が別に定めるところにより実施する。

（ストレスチェックの実施）

**第三十四条の五** 総括安全衛生管理者、産業医及び総務厚生センターに勤務する保健師は、職員に対し、ストレスチェックを実施するものとする。

2 ストレスチェックの実施に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が別に定める。

第三十六条に次の一項を加える。

2 知事及び出先機関の長は、法及びこれに基づく命令により、所轄の労働基準監督機

関に対し、適切に報告しなければならない。

別表第一中「第九条関係」を「第八条の五、第九条関係」に改め、同表本庁に勤務する医師の項中「（産業振興総合センターを除く。）」及び「商工観光館」を削り、同表中和保健所に勤務する医師の項中「中和保健所に」を「中和保健所の管轄区域内に所在する所属に」に改め、同表郡山保健所に勤務する医師の項中「郡山保健所に」を「郡山保健所の管轄区域内に所在する所属に」に改め、同表吉野保健所に勤務する医師の項中「吉野保健所に」を「吉野保健所の管轄区域内に所在する所属に」に改める。